

【重要】2024年度 各資格更新申請に関する注意事項

9月より受付を開始いたします各資格更新申請について、注意事項がございます。
申請を予定されている方は、必ずご確認をお願いいたします。

【全資格共通】

- ・一旦支払われた審査料は、いかなる理由であっても返還されません。
審査料を支払われ、書類が期日までに届かない場合、申請未完了となる上に、
審査料は返還されません。審査料をお支払いされる前に、必ず各資格申請の案内ページ
をお読みいただき、申請要件をご確認下さい。
案内ページ URL：[各種認定情報・資格申請](#)
- ・更新を希望される資格は、それぞれ申請・書類の送付が必要です。
申請を行わなかった資格は認定期間を持って失効となります。
- ・WEB申請後、資格毎に異なる所定の宛先へ書類送付が必要です。
書類が届かない限り申請は完了されておらず申請受理となりません。
- ・書類の紛失防止の為、申請書類の送付に際しては必ず簡易書留または宅配便・レターパ
ック等追跡が出来る郵送方法をご利用の上、書類の到着確認も利用会社へお問合せ下さ
い。
- ・申請資格毎に審査会は異なり、提出先は異なります。個人情報取扱いの関係上、宛先間
違いは受領できません。提出先と異なる資格の申請書類が封入されていた場合、不要書
類として審査が進み、他資格への転用も致しません。送付前に必ず提出先をご確認くだ
さい。
- ・申請書類に不備等があった場合は、弊会にご登録のメールアドレスにご連絡いたしま
す。アドレスを変更される場合は、速やかにマイページより変更手続きを行っていただ
きますよう、お願いいたします。

【機構専門医更新申請（機構専門医から機構専門医への更新の方）】

●在籍証明書について

申請時点の在籍証明として、2024年8月1日～10月31日の期間に在籍施設より発行された在籍証明書の提出が併せて必要になります。

在籍している施設が無い場合は、専門医資格は喪失となります。

猶予措置として、資格喪失後2年以内であれば試験は免除され、書類審査のみで機構専門医再認定申請が可能です。

在籍証明書に関する詳細は以下リンク先の「Q&A①」をご確認ください。

[＜認定申請制度に関する Q&A＞](#)

●機構専門医休止申請について

申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの期間で、単一施設にて週3日以上の麻酔科関連業務（麻酔科関連の研究含む）に従事していない期間（非従事期間）が53週以上ある場合、機構専門医の更新は認められません。

非従事期間が53週以上ある場合は、「機構専門医休止申請」が可能です。（理由により休止が認められない可能性もございます）

休止申請の詳細は以下をご確認ください。

[＜機構専門医再認定（1）機構専門医休止申請を行い、機構専門医再認定を受ける方＞](#)

【機構専門医更新申請（初回の学会専門医から機構専門医への移行更新の方）】

●在籍証明書について

申請時点の在籍証明として、2024年8月1日～10月31日の期間に在籍施設より発行された在籍証明書の提出が併せて必要になります。初回の学会専門医から機構専門医への移行更新では、在籍している施設が無い場合、学会専門医延長要件で審査を行います。

●学会専門医資格喪失後の専門医再取得について

申請手続きを行わない場合、認定期間終了日をもって学会専門医資格喪失となります。

喪失後に専門医資格を再取得するには、通常は機構専門医新規申請を行い、試験の受験が必要です。（学会専門医再認定制度は2023年度で終了いたしました。）

ただし、今年度機構専門医更新申請を行い、審査の結果、学会専門医資格喪失となった場合は、次年度以降に要件を満たし次第、機構専門医再認定申請が可能です。

機構専門医再認定では、資格喪失後4年未満までは試験の受験が不要です。

資格喪失後、機構専門医再認定申請を希望される方は、今年度に機構専門医更新申請手続きを行ってください。

●機構専門医休止申請について

機構専門医休止申請は、学会専門医から機構専門医への移行更新の方は対象外となります。麻酔科関連業務に従事していない期間（非従事期間）がある方が手続きを行う場合は、通常通り機構専門医更新申請を行ってください。

【指導医・認定医共通】

●在籍証明書について

指導医新規申請、指導医更新申請、認定医新規・再認定申請、認定医更新申請では、在籍証明書の提出は不要です。

【指導医新規申請】

●申請要件について

専門医資格を 1 回以上更新されている方は、申請要件を満たしていれば麻酔科指導医新規申請を行っていただけます。

今年度の申請が初回の専門医更新の場合も、機構専門医更新と同時に申請を行うことが可能です。ただし、初回の学会専門医から機構専門医への移行更新の方で、機構専門医更新が認められず学会専門医延長となった場合、また学会専門医資格喪失となった場合は、“専門医 1 回以上更新”の要件を満たさないこととなり、麻酔科指導医新規申請は不合格となります。

【麻酔科認定病院 代表専門医の方】

機構専門医資格のみでは代表専門医にご就任頂けません。機構専門医が代表専門医になるためには、学会認定医、もしくは麻酔科指導医の何れかの資格が併せて必要になりますので、必要な資格をそれぞれご申請ください。

[【麻酔科認定病院 代表専門医の定義変更について】](#)

その他の必要要件、手続きの詳細につきましては、各資格申請案内ページを必ずご確認ください。

●[各種認定情報・資格申請](#)

ご不明な点がございましたらお問い合わせフォームよりご連絡ください。

●[お問い合わせフォーム](#)